

日下委員（公明党）

令和4年3月11日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）ヤングケアラーに関する実態調査と教職員に対する研修の実施について

昨年の6月に健康福祉局で、市町の福祉部局に対して、家族介護者の支援に係る実態調査を行い、県内にもヤングケアラーが存在する実態も明らかになったが、全国調査の推計からすると、県内には、自分の時間を家族のケアのために使わざるを得ないヤングケアラーがより多く存在するのではないかと思う。

そして、その存在に気付く、最も近い人は学校現場の関係者ではないかと考える。

このため、教育委員会としても実態調査を行い、教職員への研修を行い、適切な窓口につなげる努力をしていくべきではないかと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

各学校におきましては、教職員が日々、児童生徒の家庭環境に対しての理解に努めておりますが、国の報告書によりますと、回答した学校の約4割が、ヤングケアラーという言葉の具体的な概念の説明ができるまでには至っていないと示されており、これはヤングケアラーという概念が近年取り上げ始められた中で、その定義が定められていないことに起因しているものと思われる。

県教育委員会といたしましては、これまでも、教職員がヤングケアラーに気付けるよう、家庭や関係機関との連携の中心となる生徒指導主事を対象とした研修において、「校内での児童生徒に関する情報共有を的確に行う体制づくり」に関する講義等を行っているところでございます。

国では、昨年末に小学校を対象としたヤングケアラーの調査が追加で行われたところであり、その調査結果や今後の国の動向等を踏まえながら、ヤングケアラーに関する取組を進めてまいります。